

## オフィス誘致マッチング事業業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

### 1 業務概要

- (1) 業務名 オフィス誘致マッチング事業
- (2) 履行場所 下関市内ほか
- (3) 履行期間 契約締結の日から令和8年3月31日まで
- (4) 業務内容 別紙「オフィス誘致マッチング事業業務委託仕様書」のとおり

### 2 予算

見積り限度額 5,200千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

### 3 日程

- (1) プロポーザル実施の公示日 令和7年3月25日（火）
- (2) 参加申込書の提出期限 令和7年4月8日（火）
- (3) 参加資格審査結果通知 令和7年4月10日（木）までに発送
- (4) 質問の受付期間 令和7年4月8日（火）から4月15日（火）まで
- (5) 質問に対する回答 令和7年4月18日（金）
- (6) 提案書提出期限 令和7年5月9日（金）15時
- (7) プレゼンテーション 令和7年5月14日（水） ※予定
- (8) 選考結果通知 令和7年5月16日（金）までに発送 ※予定

### 4 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれも該当していないこと。
- (2) 本プロポーザルの公告の日から契約締結までの間、下関市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止等の措置を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続きの開始の申立て又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きの申立てがなされている者（民事再生法に基づく再生計画の認可決定を受け、かつその取消しの決定を受けていない者を除く。）でないこと。
- (4) 十分な業務遂行能力を有し、過去5年間に本業務相当以上の実績を有すること。
- (5) 下関市に対し、市税を滞納していないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77条）第2条

第16号に規定する暴力団員または同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではないこと。

## 5 参加申込手続

### (1) 提出書類

- ア 参加申込書（別紙 様式1：代表者の押印不要）
- イ 業務実績調書（別紙 様式2）
- ウ 直近の財務諸表（最新決算年度の貸借対照表、損益計算書）
- エ 下関市の市税の滞納がない旨の証明書

（※手続き・問合せ先：下関市財政部市民税課 TEL083-231-1210）

### (2) 提出方法

電子メール（sgsangyo@city.shimonoseki.yamaguchi.jp）により提出すること。

※参加申込書（様式1）については、必要事項を記入しPDF化すること。

※電子メールのタイトルの冒頭に【オフィス誘致マッチング事業】と入力すること。

※提出した旨の電話連絡をすること。

### (3) 提出期限 令和7年4月8日（火）17時 必着

### (4) 提出先 下関市産業振興部産業立地・就業支援課（事務局）

### (5) 参加資格審査の結果通知

ア 通知日 令和7年4月10日（木）まで

イ 通知方法 電子メール

ウ その他

- ① 参加申込書を提出したにもかかわらず、参加資格審査結果の通知がない場合は、市に確認すること。
- ② 参加資格審査の結果について、当該通知日の翌日から起算して5日以内に、書面（任意様式）にて市に説明を求めることができる。

## 6 質問の受付及び回答

### (1) 質問

ア 提出様式 特に問わない。

イ 提出方法 電子メール ※併せて電話連絡をすること。

ウ 受付期間 令和7年4月8日（火）から4月15日（火）まで

エ 提出先 下関市産業振興部産業立地・就業支援課（事務局）

### (2) 回答

ア 回答方法 プロポーザル参加申込者全員に電子メールにて回答

イ 回答日 令和7年4月18日（金）17時まで随時

ウ 注意事項

①競争性の確保に影響するおそれがある内容（参加者数、参加者名等）については回答しない。

②個別案件に係る質問や簡易な質問については質問者のみに回答する場合がある。

## 7 提案書作成方法等

(1) 企画提案書の内容（様式任意）

表紙及び目次のほか、別添仕様書に基づき、次に掲げる事項を記載すること。

ア 提案者の概要（正本のみ）

提案者の名称、所在地、代表者の氏名、職員数、提案担当者の所属、役職、氏名、連絡先を記載すること。

※正本のみに記載し、副本には記載しないこと

イ 提案の概要

本業務の提案内容全般について、分かりやすくまとめた上で具体的に記載すること。

ウ 成果目標の数値

① 別添仕様書の成果目標に対する具体的な目標数値

② 目標達成のための具体的な方法、工夫

エ その他

仕様書で示した事項以外に付加する独自の提案があれば記載すること。

オ 業務の運営管理体制

本業務を遂行する管理責任者及び担当者を指定し、それらの者の資格及び経験等を具体的に記載するとともに運営体制を記載すること。

カ 業務の見積書

本業務の実施に必要な経費（人件費、需用費、使用賃借料、委託費等）を具体的に記載すること。見積金額には、貴社が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額（課税事業者は、消費税及び地方消費税を加算した金額）及び当該金額の110分の100に相当する金額を記載すること。

(2) 提出書類及び部数

上記（1）の提出書類について、正本（紙媒体）1部、副本（紙媒体）9部を提出すること。また、正本及び副本の電子データ（PDF）各1部を提出すること。

(3) 提出方法 紙媒体は郵送又は持参、電子データは電子メール

※郵送については、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法

によることとし、郵便事故等については、下関市はその責めを負わないものとする。

※電子メールのタイトルの冒頭に【オフィス誘致マッチング事業】と入力すること

※電子データ提出の際、本市は1通あたり10MBを超えるメールは受信できないことから、サイズが大きくなる場合は分割して送ること。

※併せて送信した旨の電話連絡をすること。

(4) 提出期限 令和7年5月9日(金) 15時 必着

(5) 提出先 下関市産業振興部産業立地・就業支援課(事務局)

(6) 留意事項

ア 提案書のサイズはA4版とする。

イ 提案内容は、簡素な文章を用い、専門知識を有しない者でも理解できるよう、わかりやすい表現となるよう留意すること。

ウ 提出する見積書は、一式表現ではなく、内訳及び積算内容等を明示すること。

エ 上記(1)ア 提案者の概要について、企画提案書全般を通じて提案者名等の情報を記載しないよう留意すること。

## 8 審査方法

(1) 審査方法

提案書の内容について、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

審査にあたっては、複数人で構成する審査委員会にて行い、最も優れた提案を行った者を業務委託契約候補者として選定する。

なお、企画提案書の提出が1者のみでも審査は実施するが、評価が一定の水準に達しないときは、業務委託契約候補者として選定しない。

ア 日程 令和7年5月14日(水)(予定)

詳細は参加資格を得た提案者に後日通知する。

イ 実施場所 下関商工会館3階第2研修室(予定)

(下関市南部町21番19号)

ウ 出席者 企画提案書に記載された業務遂行責任者を含み、最大2名

エ 実施時間 30分程度(説明約20分、質疑約10分)

オ 貸出物品 机、椅子、スクリーン、プロジェクター

プロジェクターを使用する場合は、事前に事務局まで連絡すること。

またノートパソコン、接続コード等は企画提案者が用意すること。

カ その他 プレゼンテーションの順番は下関市が提案書を受理した順番とする。

プレゼンテーションに出席しない場合、辞退したものとみなし、選定しない。

## (2) 審査基準

審査項目及び配点（合計100点）は次のとおりとし、各項目の合計点が最も高い者を候補者として選定する。なお、候補者の選定について、協議の必要がある場合は、審査委員会でこれを行う。また、必要に応じて提案に関するヒアリングや、追加説明等を求める場合がある。

### ア 面談企業の選定、手法 50点

- ① 面談企業の選定に向けてアプローチする企業について、その選定方法や想定している社数、業種等が本業務の趣旨を理解し、具体的な提案となっているか。
- ② 企業へのアプローチにあたり本市の概要や特徴について、正しく理解した提案がされているか。
- ③ 実施内容や実施手法が明確で、より事業効果の高いものとなっているか。
- ④ その他創意工夫を凝らした提案となっているか。

### イ 成果目標に対する実現性・計画性 35点

- ① 面談回数、時期等が具体的で、バランスのとれた実現可能な事業計画が構築されているか。
- ② 十分な実績と活用可能なネットワーク、ノウハウを踏まえた提案となっているか。

### ウ 事業実施体制 10点

本業務の趣旨を理解し、事業計画を確実かつ効果的に実施する体制を備えているか。

### エ 事業経費 5点

見積価格の妥当性、費用に見合った効果的な提案内容となっているか。

## 9 選定結果について

選定結果は、候補者の選定後、全ての企画提案者に選定結果通知書により通知する。

また、選定結果通知書を発送した日の翌日以降に、次の項目を市ホームページ（入札・契約・登録＞業務委託等の部屋(上下水道局を除く)＞プロポーザル情報）に公表する。

- (1) 所管課及び業務名
- (2) 企画提案者数
- (3) 候補者の名称及び総合点

## 10 契約締結に向けての協議

- (1) 提案内容がそのまま契約内容となるものではなく、候補者と当該業務の仕様等について交渉を行った上で、見積書の提出を求め、契約を締結する。
- (2) 業務の全部又は主要部分を一括して第三者に再委託することはできない。
- (3) 業務の実施に際して個人情報を取得したときは、下関市個人情報保護条例（平成17年12月26日条例第459号）の規定に基づきこれを適切に取り扱うものとする。

## 11 情報公開

市は、提出された提案書等について、下関市情報公開条例（平成17年2月13日条例第16号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。

ただし、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。

また、本プロポーザルによる契約締結前において、公正又は適正な候補者選定に影響がでるおそれがある情報については契約締結後に開示するものとする。

## 12 その他

### (1) 提出書類の取扱い

ア 提出された書類は返却しない。

イ 提出後の訂正、差し替えは、市から指示があった場合を除き認めない。

ウ 提出された書類は、本プロポーザルにおける候補者選定以外の目的では使用しない。

エ 提出のあった書類は、選定作業において必要な範囲で複製する場合がある。

(2) 本プロポーザルに係る費用については、全て参加申込者の負担とする。やむを得ない理由により本プロポーザルが中止された場合においても、それまでに要した費用を本市に請求することはできない。

(3) 参加申込書の提出後に本プロポーザルへの参加を辞退する時（選定後に辞退する時も含む。）は、辞退届（任意様式）を提出すること。

(4) 次の事項のいずれかに該当する企画提案者は失格とする。

ア 参加資格要件を満たしていない場合又は満たさなくなった場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合又は不備があった場合

ウ 実施要領に示した提出期日、提出先、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ プレゼンテーション開始時間までに会場に来なかった場合

カ 価格提案書（参考見積り）の金額が、見積り限度額を超過した場合

- (5) 提案書の著作権は、当該提案書を作成した者に帰属するものとするが、当該業務の契約相手となった者が作成した提案書については、市が必要と認める場合には、市は事前に通知することにより、その一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。
- (6) 参加申込者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできないものとする。
- (7) 手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

### 1 3 提出・問い合わせ先

下関市産業振興部産業立地・就業支援課（担当：磯部、高山）

〒750-0006 山口県下関市南部町 21-19 下関商工会館 4 階

電話 083-231-1357 FAX 083-235-0910

電子メール sgsangyo@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

### 1 4 施行期間

本要領は、令和7年3月25日から施行し、本業務の契約締結をもって、その効力を失う。